

報告第1号

債権の放棄に関する報告について

高根沢町債権管理条例（令和3年高根沢町条例第28号）第9条第1項の規定により、別紙のとおり債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年4月26日

高根沢町長 加藤公博

水道料金につきまして、高根沢町債権管理条例第9条第1項第5号（消滅時効の完成）に基づき、下記のとおり債権の放棄を行いましたので報告します。

債権の名称	放棄した時期	放棄した債権の件数	放棄した債権の額	放棄した理由
水道料金	令和6年3月31日	35件 (債務者18人)	289,145円	消滅時効の完成 (条例第9条第1項第5号)